

### 第 3 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(職員退職手当金条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員退職手当金条例(昭和 24 年 9 月条例第 147 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第 11 条の 3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u>	(退職手当の支払の差止め) 第 11 条の 3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以

以上の刑が定められているもの  
に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律  
第131号）第6編に規定する略式手  
続によるものを除く。以下同じ。）  
をされた場合において、その判決の  
確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支  
払差止処分を行った退職手当管理機  
関は、次の各号のいずれかに該当す  
るに至った場合には、速やかに当該  
支払差止処分を取り消さなければなら  
ない。ただし、第3号に該当する  
場合において、当該支払差止処分を  
受けた者がその者の基礎在職期間中  
の行為に係る刑事事件に関し現に逮  
捕されているときその他これを取り  
消すことが支払差止処分の目的に明  
らかに反すると認めるときは、この  
限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者に  
ついて、当該支払差止処分の理由  
となつた起訴又は行為に係る刑事  
事件につき、判決が確定した場合  
（拘禁刑以上の刑に処せられた場

上の刑が定められているものに限  
り、刑事訴訟法（昭和23年法律第  
131号）第6編に規定する略式手  
続によるものを除く。以下同じ。）  
をされた場合において、その判決の  
確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支  
払差止処分を行った退職手当管理機  
関は、次の各号のいずれかに該当す  
るに至った場合には、速やかに当該  
支払差止処分を取り消さなければなら  
ない。ただし、第3号に該当する  
場合において、当該支払差止処分を  
受けた者がその者の基礎在職期間中  
の行為に係る刑事事件に関し現に逮  
捕されているときその他これを取り  
消すことが支払差止処分の目的に明  
らかに反すると認めるときは、この  
限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者に  
ついて、当該支払差止処分の理由  
となつた起訴又は行為に係る刑事  
事件につき、判決が確定した場合  
（禁錮以上の刑に処せられた場合

合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件  
（当該退職後に起訴をされた場合  
にあつては、基礎在職期間中の行  
為に係る刑事事件に限る。）に関  
し当該退職後に拘禁刑以上の刑に  
処せられたとき。

(2)、(3) [略]

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 退職をした者に対し当該退職  
に係る一般の退職手当等の額が支払  
われた後において、次の各号のいず  
れかに該当するときは、当該退職に  
係る退職手当管理機関は、当該退職  
をした者に対し、第11条の2第1項  
の規定により勘案するものとされて  
いる事情のほか、当該退職をした者  
の生計の状況を勘案して、当該一般  
の退職手当等の額（当該退職をした  
者が当該一般の退職手当等の支給を  
受けていなければ第17条第2号の規  
定による退職手当（規則で定めるも  
のに限る。）（次項において「失業  
手当」という。）の支給を受けるこ  
とができた者（次条及び第15条にお  
いて「失業手当受給可能者」とい  
う。）であつた場合には、第17条第  
2号の規定（当該規定に基づく規則

(1) 当該退職をした者が刑事事件  
（当該退職後に起訴をされた場合  
にあつては、基礎在職期間中の行  
為に係る刑事事件に限る。）に関  
し当該退職後に禁錮以上の刑に処  
せられたとき。

(2)、(3) [略]

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 退職をした者に対し当該退職  
に係る一般の退職手当等の額が支払  
われた後において、次の各号のいず  
れかに該当するときは、当該退職に  
係る退職手当管理機関は、当該退職  
をした者に対し、第11条の2第1項  
の規定により勘案するものとされて  
いる事情のほか、当該退職をした者  
の生計の状況を勘案して、当該一般  
の退職手当等の額（当該退職をした  
者が当該一般の退職手当等の支給を  
受けていなければ第17条第2号の規  
定による退職手当（規則で定めるも  
のに限る。）（次項において「失業  
手当」という。）の支給を受けるこ  
とができた者（次条及び第15条にお  
いて「失業手当受給可能者」とい  
う。）であつた場合には、第17条第  
2号の規定（当該規定に基づく規則

の規定を含む。)により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)、(3) [略]

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 [略]

2、3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理

の規定を含む。)により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)、(3) [略]

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 [略]

2、3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理

<p>理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 [略]</p>
---	--

（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第2条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年12月条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して提出した主催者、及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項但し書の規定による条件又は同条第3項に基く処分に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを1年以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以</p>	<p>第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して提出した主催者、及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項但し書の規定による条件又は同条第3項に基く処分に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを1年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>又</p>

下の罰金に処する。

は5万円以下の罰金に処する。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第2条の2 前条第1項及び第2条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第2条の2 前条第1項及び第2条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第2条の3 任命権者（特別職に属する者及び消防長にあつては、市長。以下この条において同じ。）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第2条の3 任命権者（特別職に属する者及び消防長にあつては、市長。以下この条において同じ。）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共



施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに

施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに

<p>反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>
--	---

(消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第4条 神戸市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(退職報償金支給の制限)</p> <p>第7条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(退職報償金支給の制限)</p> <p>第7条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

(心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 神戸市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年7月条例第42号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（年金給付の停止）</p> <p>第10条 第8条第1項の規定により年金の給付を受ける障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月まで、年金の給付を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) [略]</li> <li>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。</li> <li>(3) [略]</li> </ol>	<p style="text-align: center;">（年金給付の停止）</p> <p>第10条 第8条第1項の規定により年金の給付を受ける障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月まで、年金の給付を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) [略]</li> <li>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。</li> <li>(3) [略]</li> </ol>

（下水道条例の一部改正）

第6条 神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（工事に係る指定の基準）</p> <p>第 8 条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の指定（以下この条から第 8 条の 4 までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 指定の申請をする者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））がその営業に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過していること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">（責任技術者に係る指定の基準）</p> <p>第 8 条の 9 市長は、前条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の指定（以下この</p>	<p style="text-align: center;">（工事に係る指定の基準）</p> <p>第 8 条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の指定（以下この条から第 8 条の 4 までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 指定の申請をする者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））がその営業に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過していること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">（責任技術者に係る指定の基準）</p> <p>第 8 条の 9 市長は、前条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の指定（以下この</p>

<p>条から第8条の11までにおいて「指定」という。)の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定の申請をする者がその職務に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>条から第8条の11までにおいて「指定」という。)の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定の申請をする者がその職務に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p>
--	---

(神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第7条 神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程(昭和56年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>(1) [略]</p>

<p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2、3 [略]</p>
---	--

(消防団条例の一部改正)

第8条 神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)、(3) [略]</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)、(3) [略]</p>

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第9条 神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第10条 神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程(昭和61年6月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることのできな</p>	<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることのできな</p>

<p>い。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>い。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2、3 [略]</p>
--	---

(緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の一部改正)

第11条 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第19条 第9条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>第19条 第9条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

(廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正)

第12条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第54条 第18条の7第1項又は第18条の8の規定による命令に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第54条 第18条の7第1項又は第18条の8の規定による命令に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第55条 第18条の6第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 第18条の6第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（中央卸売市場業務条例の一部改正）

第13条 神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p>
<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p>

(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア [略]

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ～オ [略]

(2)、(3) [略]

(関連事業の許可)

第32条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。

(1) [略]

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(5) [略]

(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア [略]

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ～オ [略]

(2)、(3) [略]

(関連事業の許可)

第32条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。

(1) [略]

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(5) [略]

(土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部改正)

第14条 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2

年6月条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(7) [略] 第45条 第36条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(7) [略] 第45条 第36条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に旧刑法(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)をいう。以下同じ。)第

12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮が含まれるときは、当該懲役又は禁錮は、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例第11条の3第1項第1号の規定及び第3条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第2条の3第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 6 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した事件につき禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処せられなかった者は、第3条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第2条の3第3項第1号の規定の適用については、拘禁刑以上の刑に処せられなかった者とみなす。  
（施行の細目）
- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。

#### 理 由

刑法（明治40年法律第45号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。